

2003年6月13日

会長談話「もんじゅ控訴審判決を契機に思う」

社団法人 日本工学アカデミー
会長 西澤 潤一

はじめに

2003年1月27日、名古屋高裁金沢支部は「もんじゅ」の安全審査について過誤、欠落があり、国の許可処分は無効とする判決を行った。

「もんじゅ」の原子炉設置許可は1983年5月であり、設置許可処分無効確認訴訟提訴は1985年9月であるから、約20年間の係争である。この間、経済・社会情勢は大きく変貌し、なかでもエネルギー、地球環境に関する国民の理解が高まり、無資源国日本として国民の生存と繁栄のために、科学技術による対応がぜひとも必要であるとの考えが浸透し始めていた。

こうした中で「もんじゅ」のナトリウム漏洩事故、JCO事件、技術的事実の隠蔽・虚偽報告等の不祥事により、国民は原子力エネルギーの必要性を認識しつつも、国の安全基準とその管理体制の問題と、技術に対する不信とを混在して考えている。

このような背景の下で、「もんじゅ」の安全審査に関する控訴審判決は、わが国の原子力の安全そのものに過誤、欠落ありと判断された如く一般に受け止められている懸念があり、日本工学アカデミーはこの事に大いなる危機感を抱くものである。

とりわけ研究者・技術者の社会的責任と倫理が問われ、社会への積極的な貢献が強く求められている昨今、工学技術に携わる者としての責任において活発な議論を充分に行って問題点の所在をはっきりさせ、今後の戒めとすることを各界に期待して、以下の5つの視点からこの会長談話を発表する。

1 [政府への要望] エネルギーと環境に関する総合戦略

エネルギー政策と環境政策は、食糧政策などと並んで国の安全保障の根幹をなすものであり、それらには基本的な戦略の策定が必要である。その際、人類の生存条件、世界の情勢の変化に常時注目していなければならない。

21世紀のエネルギーと環境政策を論ずる上から、再生可能エネルギーが注目されているが、再生できない化石エネルギー、原子力エネルギーなどと比較しながらそれぞれの特性・優劣を論じ、その役割を明確にした戦略を確立することが必要である。

原子力エネルギーはエネルギーの安定確保と地球環境対策からは必要不可欠な重要な選択肢の一つといえるので、「原子力発電」に関してはその本来の安全性と信頼性を明らかにすると共に運転にともなう廃棄物処理の具体的結果の見通しを明確に提示する。

「もんじゅ」についてはこの開発プロセスを技術的に採択した意義を再確認する。

エネルギーの自給率向上は国家の生存保障に不可欠であるので、各種エネルギーを開発推進するにあたり、それぞれの特性を説明し、広く国民に理解を求め、国民的合意を形成して、国としての21世紀のエネルギー総合戦略を確立することを切に要望する。

2 [政府への要望] 原子力エネルギー信頼感の向上

今回の「もんじゅ」控訴審判決は原子力行政や原子力の安全運転に関し、過誤、欠陥のないようにするための警告とも受け止めることが出来る。

原子力エネルギーの重要性に鑑み、一層の安全性の確保、国民の信頼感の向上について努力すべきである。事故防止の体制と心構えが科学的、組織的に十分かどうかを反省し、安全の維持に務めると共に、適切な改善と改革を継続実施する必要がある。

原子力行政、特に安全規制に携わる者は公共の利益維持のための判定基準を提示することを考えながら、科学技術の進歩と社会要請の変化に目配りして、自らを律し、その責任を果たして行かなければならない。この際、絶えず新しい「知」と「経験」を自らも把握に務めると共に、世界からも求めつつ継続的に安全基準等を整備見直して行く努力とシステムが大切である。

3 [技術者への要望] 安全に対する社会の認識

人間にとって自然物も人工物も「安全」と「安心感」が必要なことはいうまでもない。およそ起こり得ない事象に対する安全方策を取ることは経済的に得策でなく工学的には不必要なことである。

しかし最近の事故・トラブルの殆どのは正常な注意を払えば防止できたもので、それが出来なかった軽率な行動が、国民の誤解と不信感を誘発したことを考え、技術者の反省、再生を誓って信頼回復に務めるべきである。技術者は常に事故に至る前に回避するよう配慮するのは当然であるが、同時に失敗の情報を公開し、同じ過ちを繰り返さないように、厳しく対応する態度をもつことこそ肝心で、これによってはじめて信頼回復が出来る。

4 [技術者への要望] 技術者の社会的責務

今まで、専門知識を有する科学者・技術者が産・学・官・政・国民が共有すべき共通認識の醸成への努力を十分に行ってこなかったことが悔やまれる。

日本では論理的にものを考えるよりも、情緒的に捉えることで世論に強く訴えようとする傾向がある。いまやわが国は科学技術において最先端の立場にある状況からして、自分自身で論理的に考えることにつとめ、誰もが安全について良識ある国民として論理的に論議するよう努力すべきである。工学に携わる者は社会に対しわかり易い説明をし、社会を構成する人に論理的に理解してもらおう努力を払うことを強く期待する。

5 [技術者への要望] 科学技術の研究開発の透明性と合意形成

科学技術は人類に苦痛からの癒し、更には生命維持のために貢献して来た。

無資源国日本のよって立つ基盤は付加価値を高め、生産性を高める科学技術にある。もんじゅ控訴審判決は安全審査の過誤、欠落に関するものであり、最終的には最高裁への上告の結果にゆだねられているが、このことが国民に科学技術に対する不信感を植え付け日本国民の科学技術の国家戦略を見失わせる恐れがあることを、工学に携わるものとして最も恐れるものである。

学識経験者や専門家は一層科学技術の重要性とその社会的意義を充分理解し、海外の関係機関や研究者・技術者との協調のもと、正確な事実と知識にもとづいて、国民・社会一般に説明責任を果たし、より良き公共利益と国民福祉の進歩に寄与する努力を行うべきである。しかし何物にもまして大切なことは、不注意な事故を起して国民の科学技術に対する信頼を失わせる結果になっていることに大きな責任を感じ、再びその轍を踏むことのないようにすべきである。

おわりに

石油生産量のピークは早ければ 2004 年と見られ、21 世紀前半に枯渇する。その後、天然ガスですべて代替すると仮定すると、約 10 年程度で消尽する。石油文明の終焉は資源・エネルギーの争奪の紛争と経済的混乱という人類の危機を予見させる。

また、炭酸ガス放出による地球温暖化、更に海底のメタン水化物の爆発なども起こるといわれ、これらの多種多様な問題も次々と起ってくる事が予想される。

日本は化石燃料のすべてを海外に依存している現状にあり、人類危機の回避と国民の生存を保障するためにも、国際社会の中で原子力技術の維持・発展・伝承・拡大のイニシアティブを取り続けて行く必要がある。

「もんじゅ控訴審判決」を契機に、改めて国家の経緯として原子力技術のあり方について、行政、産業、国民生活全体との係わりを明確にして、各セクターはそれぞれなすべき事をなし、つまらぬ事故・トラブルの根絶を目指して国の主権者たる国民への説明義務を果たす。そして大局的な国家戦略目的を共有し、万全の体制を再構築し、その上で司法に対して、憲法の下での国民の総合安全保障の一環としての研究開発を理解した上での判断を仰ぐことを求めたい。我々工学者は今後は誓うと共に、本質を見据えて正当な判断をしていただくことをお願いする次第である。

以上